

平成 25 年 7 月 30 日

人 事 院
総 務 省

国家公務員の留学費用の償還等に関する状況

1 公表の趣旨

国家公務員が留学中又はその終了後5年以内に離職した場合、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号（平成18年6月19日施行））に基づき、留学費用相当額の全部又は一部を償還しなければならないこととされています。

本件は、平成24年度の留学費用の償還状況等（平成25年3月31日現在）を取りまとめ、その概要を公表するものです。

2 償還状況等

平成24年度に新たに留学費用の償還義務者となった者は17人であり、平成25年3月31日現在、9人は償還を終え、8人は償還途中[※]です。

また、留学費用償還制度が創設された平成18年6月19日以降、平成24年度末までに留学を開始した者の総数は2,638人であり、留学費用の償還義務者となった者の総数は58人となっています。

※ 平成25年3月31日において償還途中であった者8人のうち7人は、その後5月末までに償還を終えています。

<表1 年度別留学費用の償還状況>

(人)

年 度	当該年度に償還義務者となった者の数			研 修 の 名 称	
	うち留学期間 中離職	うち留学期間 終了後5年 以内離職			
平成24年度	17(9)	3(2)	14(7)	在 外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政官長期在外研究員制度 8(6)[2] ・ 国税庁在外研究員制度 1(0)[1] ・ 外務省在外研修 3(2)
				国 内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政官国内研究員(修士課程コース)制度 1(0)[1] ・ 海上保安庁国内大学院派遣制度 1(0)[1] ・ 防衛省国内一般大学留学(修士課程) 2(1)[1] ・ 防衛省国内一般大学留学(博士課程) 1(0)[1]
平成23年度	15(13)	3(2)	12(11)		
平成22年度～18年度 (平成18年6月19日以降)	26(24)	7(7)	19(17)		
総 数	58(46)	13(11)	45(35)		

(注) 1 ()内は、平成25年3月31日までに留学費用の償還を終えている者の数を表す。

2 []内は、平成25年3月31日までに償還を終えていなかった者のうち、5月末までに償還を終えた者の数を表す。

<表2 年度別留学開始状況>

(人)

年 度	当該年度に留学を開始した者の数		
		うち在外	うち国内
平成24年度	380	215	165
平成23年度	398	225	173
平成22年度～18年度 (平成18年6月19日以降)	1,860	1,162	698
総 数	2,638	1,602	1,036

【参考1】研修ごとの年度別留学開始状況

【参考2】留学費用償還制度の概要

以 上

問 合 せ 先	人事院人材局研修調整課 研修調整課長 和田 縁 研修企画官 神宮司 英弘 電話 (03)3581-5311 (内線2352) (03)3581-1971 (直通)	問 合 せ 先	総務省人事・恩給局 参事官(ダイバーシティ担当) 古賀 浩史 企画官(ダイバーシティ担当) 福田 雅樹 電話 (03)5253-5111 (内線5219) (03)5253-5219 (直通)
------------------	---	------------------	--

研修ごとの年度別留学開始状況

(人)

研修の名称		留学期間	当該年度に留学を開始した者の数			総数			
			平成18年度 (平成18年6月19日以降) ～ 平成22年度	平成23年度	平成24年度				
在 府 省 等 研 修	等全 研 修 省	人 事 院	行政官長期在外研究員制度	原則2年	636	126	119	881	
		文 部 科 学 省	宇宙関係在外研究員派遣制度	1年	2	0	0	2	
			原子力関係在外研究員派遣制度	1年	2	0	0	2	
	自 府 省 等 研 修	会 計 検 査 院	アジア経済研究所開発スクール派遣研修	約2年	5	1	0	6	
		警 察 庁	海外調査研究	1年	8	3	1	12	
		金 融 庁	在外研究員制度	1年	9	2	2	13	
		法 務 省	検事在外研究員(米国大学院コース)派遣制度	1年	2	0	0	2	
		財 務 省	在外研究員制度	1年・2年	30	7	7	44	
		国 税 庁	在外研究員制度	原則1年	13	3	3	19	
		経 済 産 業 省	海外調査研究員制度	2年・1年半・1年	13	2	2	17	
		特 許 庁	商標審査官海外大学派遣研修	1年	2	0	0	2	
			知的財産制度外国研修	2年	16	3	4	23	
		外 務 省	在外研修	2年又は3年	367	66	63	496	
		防 衛 省	国外一般大学留学	(修 士 課 程)	2年又は1年	47	8	11	66
				(博 士 課 程)	3年	5	2	2	9
		裁 判 所	判事補海外留学研究員制度	1年	5	1	1	7	
		国 立 印 刷 局	長期海外派遣研修	原則2年	0	1	0	1	
小 計					1,162	225	215	1,602	
国 内 等 研 修	等全 研 修 省	人 事 院	行政官国内研究員制度	(修 士 課 程 コー ス)	2年以内	73	16	14	103
			(博 士 課 程 コー ス)	3年以内	12	5	5	22	
	自 府 省 等 研 修	会 計 検 査 院	会計専門職大学院派遣研修	2年	5	2	2	9	
		金 融 庁	国内大学院派遣制度	1年半・2年	10	4	4	18	
		財 務 省	経済学等専門研修制度	1年	4	1	1	6	
			税関研修所大学委託研修制度	1年・3年	29	10	6	45	
		国 税 庁	税務大学校研究科博士前期課程受講コース	15ヶ月	28	7	7	42	
		文 部 科 学 省	放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度	1年	6	1	1	8	
		文 化 庁	文化政策関係行政官国内研究員派遣制度	2年以内	2	0	0	2	
		経 済 産 業 省	国内大学院経済等研修	1年・2年	10	2	0	12	
		特 許 庁	先端技術習得のための大学派遣研修	1年	13	4	4	21	
		国 土 交 通 省	国内政策研究員派遣制度	2年以内	2	1	0	3	
		海 上 保 安 庁	国内大学院派遣制度	期間の定めなし	9	3	1	13	
		原 子 力 規 制 庁	原子力安全規制行政官国内研究員制度	2年以内	0	0	1	1	
		防 衛 省	国内一般大学留学	(修 士 課 程)	2年	59	14	14	87
				(博 士 課 程)	3年	37	6	14	57
			防衛大学校理工学研究科留学	(前 期 課 程)	2年	209	56	58	323
(後 期 課 程)	3年			22	4	4	30		
防衛大学校総合安全保障研究科留学	(前 期 課 程)		2年	50	13	5	68		
	(後 期 課 程)		3年	10	3	3	16		
防衛医科大学校医学研究科留学	4年	104	21	20	145				
造 幣 局	派遣研修	期間の定めなし	1	0	0	1			
製 品 評 価 技 術 基 盤 機 構	長期派遣研修制度	原則6月以上2年以内	3	0	1	4			
小 計					698	173	165	1,036	
合 計					1,860	398	380	2,638	

(注) 1 「研修の名称」及び「留学期間」は、年度により違いがある場合についても、平成24年度の名称及び期間で統一して表記した。
2 「全府省等研修」とは、全府省等の職員を対象とする研修であり、「自府省等研修」とは、その所属職員を対象として実施する研修である。

留学費用償還制度の概要

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成18年法律第70号)

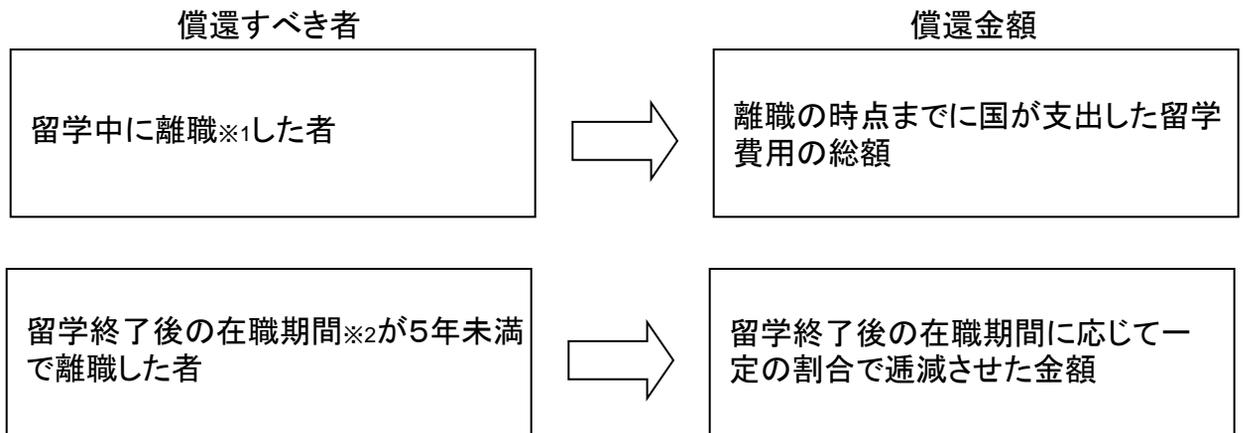
留学中又は留学終了後早期に離職

償還義務が発生
(留学費用を償還)

○ 留学とは…… ～ 償還の対象となる研修 ～

職員に国内外の大学院等の課程を履修させるため、その職員の同意を得て、職務命令により国が行う研修

○ 償還義務とは……



※1 償還義務を課す「離職」に含まれないもの

- ・ 死亡による離職
- ・ 分限免職のうち
公務災害・通勤災害による心身故障の場合
廃職・過員の場合
- ・ 人事交流のための退職 等

※2 「在職期間」に含まれないもの

- ・ 私傷病による病気休職の期間
- ・ 停職の期間
- ・ 育児休業の期間 等

